政　令

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百五十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第三第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百四十二号を第百四十七号とし、第百三十五号から第百四十一号までを五号ずつ繰り下げ、第百三十四号を第百三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十九　一―［一―（三―メトキシフェニル）シクロヘキシル］ピペリジン及びその塩類

第一条中第百三十三号を第百三十七号とし、第百十二号から第百三十二号までを四号ずつ繰り下げ、第百十一号を第百十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十五　メチル＝三・三―ジメチル―二―［一―（ベンタ―四―エン―一―イル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］ブタノアート及びその塩類

第一条中第百十号を第百十三号とし、第百六号から第百九号までを三号ずつ繰り下げ、第百五号を第百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百八　五―ベンチル―二―（二―フェニルプロパン―二―イル）―二・五―ジヒドロ―一Ｈ―ピリド［四・三―ｂ］インドール―一―オン及びその塩類

第一条中第百四号を第百六号とし、第四十四号から第百三号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十二号を第四十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

第三条中第七十五号を第七十八号とし、第六十七号から第七十四号までを三号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　八―ブロモ―六―（二―フルオロフェニル）―一―メチル―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

第三条中第六十五号を第六十七号とし、第三十七号から第六十四号までを二号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　六―（二―クロロフェニル）―一―メチル―八―ニトロ―四Ｈ―ｓ―トリアゾロ［四・三―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

第三条中第三十五号を第三十六号とし、第十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　七―クロロ―五―（二―クロロフェニル）―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二Ｈ―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン及びその塩類

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　　義偉

省　令

○厚生労働省令第百五十二号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十号）の施行に伴い、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～九十六　（略）	一～九十六　（略）
九十七　一―（ジエチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	（削る）
九十八～百十四　（略）	九十七～百十三　（略）
百十五　一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類	（削る）
百十六～二百二十九　（略）	百十四～二百二十七　（略）